

令和8年度消火栓配付モデル事業実施要綱

令和8年3月27日 制定
一般社団法人全国消防機器協会
「社会貢献委員会」

第1 目的

住宅及び災害時要援護者を含む不特定多数の者が出入りする防火対象物の火災による死者を低減させ、火災拡大を防止するためには、住民等による自衛消防組織の関係者が適切に初期消火活動を行うことが必要とされている。

このため、一般社団法人全国消防機器協会（以下「機器協会」という。）に設置された社会貢献委員会（以下「社会貢献委員会」という。）では、自衛消防組織への消火訓練等に関して支援体制ができる環境が整っている消防本部に対し、訓練用屋内消火栓（以下「消火栓」という。）の配付モデル事業を行い、自衛消防組織における消火栓による初期消火対応力の向上の支援を行うことを目的とする。

第2 消火栓

配付する消火栓は、次のものとする。

消火栓格納箱、ノズル、ホース（平ホース又は保形ホース）、表示灯、発信機、媒介金具、架台及びキャスターで構成された訓練用のものとする。

第3 配付モデル事業実施消防本部

消火栓の配付モデル事業（以下「配付モデル事業」という。）は、消防本部のうち、寄宿舍、下宿、共同住宅、老人短期入所施設等、障害児入所施設、障害者支援施設、老人デイサービスセンター等、身体障害者福祉センター等（以下「共同住宅等」という。）の用途に供されている防火対象物（一部を共同住宅等の用途に供しているものを含む。）を多く有し、かつ、共同住宅等における自衛消防組織の消火訓練等に関して助言、指導等の取り組みを実施している消防本部を対象とし、原則として5地区を選定する。

第4 配付モデル事業実施地区の要件

配付モデル事業実施地区の要件は、次のとおりとし、当該地区において配付モデル事業が円滑に行うことができると認められる地区とする。

- 1 配付モデル事業実施予定の消防本部は、申請される消防本部が管轄している地域全体において、特に共同住宅等における自衛消防組織の消火訓練等に関して助言、指導等の取り組みを実施している消防本部（消防署単位など）とすることが望ましいこと。
- 2 配付モデル事業実施予定の消防本部内に屋内消火栓設備が設置された共同住宅又は併用住宅が存すること。

- 3 自衛消防組織の協力により、配付した消火栓による消火訓練が適正に行うことができる環境が整っていること。
- 4 原則として、配付モデル事業実施の消防本部は、過去に当社会貢献委員会から消火栓の配付を受けていないこと。
- 5 配付モデル事業実施消防本部の決定後又は配付モデル事業の実施にあたっては、当該消防本部の住民や報道機関等に対し、配付モデル事業の内容・実施、初期消火活動の重要性等の情報提供を行い、その広報に努めていただきたいこと。

第5 消火栓の贈呈式の開催協力の募集

配付モデル事業実施消防本部の決定後において、贈呈式を機器協会主催により行う予定としており、協力いただける消防本部については、申請時にその旨を明記していただきたいこと。

贈呈式は、原則として、1消防本部に対して機器協会会長から配付モデル事業実施消防本部の代表の方に直接贈呈させていただく予定としていること。

なお、開催時間は、概ね30分程度を予定していること。

また、具体的な実施にあたっては、協力をお願いする消防本部と別途協議することとしていること。

第6 配付モデル事業実施消防本部の選定方法

- 1 配付モデル事業実施消防本部の選定については、応募のあった消防本部を対象に、住警器等配付モデル事業実施地区選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審議し、決定する。

なお、審査は、提出された第8に定める申請書により行うこととしており、当該申請書に記載されている事項が対象となる。

令和7年度の審査は、申請書の「2 事業を実施する管轄区域の状況」の(2)の防火対象物の概況、自衛消防組織数、屋内消火栓設備を設置している防火対象物数及び訓練実施回数、(3)の自衛消防隊訓練の状況及び消防本部の指導状況、(4)の配付された消火栓の活用方策等について現在取り組んでいる又は今後取り組もうと考えている事項及び3の消火栓配付モデル事業の実施にあたり管轄区域に係る特筆すべき状況、事情等に記載されている内容を重視することとしているので、状況が把握できるよう具体的に、かつ、詳細に記載する必要がある。

- 2 配付モデル事業実施消防本部は、各都道府県において、原則として、1消防本部とする。
- 3 配付モデル事業実施消防本部の選定にあたっては、全国のなるべく多くの地域に対し啓発普及等を行うために、初めて申請をしていただく消防本部や特に共同住宅等における自衛消防組織の消火訓練等に消火栓が必要と認められる地域特性を有するなどに着目して、審査検討が行われること。

第7 配付する消火栓の数量

配付する消火栓の総数は、5台とし、1消防本部当たりの配付数は、原則として、1台とす

る。

第8 申請手続等

1 第4に掲げる要件に該当し、消火栓配付モデル事業を希望する者は、「消火栓配付モデル事業申請書」(別記様式)により、申請するものとする。

なお、申請書類等は、電子データとし、メールにより、送信されたいこと。

配付モデル事業についての内容や「消火栓配付モデル事業申請書」については、当機器協会のホームページ (<https://www.nfes.or.jp/>) に掲載している。

2 社会貢献委員会は、配付モデル事業実施消防本部を決定した場合、当該消防本部に係る関係者(申請者)に「消火栓配付モデル実施消防本部決定書」で、通知するものとする。

なお、配付モデル事業実施消防本部の決定については、当機器協会のホームページにも掲載する。

また、贈呈式に協力いただける消防本部についても、通知することとする。

3 配付モデル事業実施消防本部に選定されなかった消防本部に対しても、その旨を通知する。

第9 その他

1 配付された消火栓の維持管理については、適正に実施できるよう配慮していただきたいこと。

2 配付モデル事業実施消防本部において、自衛消防組織の消火訓練等に消火栓を使用し消火訓練を行った場合には、その旨の連絡をお願いしたいこと。

3 配付モデル事業実施後概ね1年後に、改めて、配付モデル事業後の効果等に関するアンケート調査の依頼を行うこととしていること。

附 則

この要綱は、令和8年3月27日から実施する。